

高校生等医療費助成の実施について

区は、平成17年4月から、子どもの保健向上と健やかな育成を図ることを目的に、小・中学生まで医療費の全額助成を実施しています。

令和5年4月1日から、さらなる子育て支援策の一環として、青年期世代の健康を守るため、高校生等に対象を拡大し、通院時の一部負担金や入院時の食事療養標準負担額の助成を含めた全額を助成する高校生等医療費助成を実施します。

1 背景

高校生世代は、第二次性徴期にあり、身体面の発育がめざましい一方で、自分を確立していくための戸惑いと不安に揺れ動く思春期特有の悩みが増える時期です。

令和5年4月1日から施行される、こども基本法では、「こども」を心身の発達の過程にある者とし、新生児期から思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援を施策のひとつとしており、改めて、高校生世代の心身の健康管理の重要性が示されています。

将来を担う全ての子どもたちが健やかに成長できるよう切れ目のない子育て支援策の充実が必要です。

2 目的

区は、平成5年1月から、0歳から3歳未満までの子どもを対象に医療費無償を開始し、平成8年4月からは、就学前までの児童を対象とし、さらに、平成17年4月からは、小・中学生を対象に全額無償とする医療費助成を実施しています。

区は、さらなる子育て支援策の一環として、高校生世代が抱える身体的・精神的な悩みを解消するため、医療費助成の対象を高校生等まで拡大します。

生涯にわたる健康づくりの基礎を培う大切な時期に、自身で悩みを抱えこむことなく、健康に関することを何でも相談できる医療機関との関係を築くきっかけづくりとし、病気の予防や早期発見、早期治療につながるように支援します。

そのため、助成内容については、金銭面を心配することなく必要なときに受診できるよう全額を無償とし、子育て家庭の経済的な負担を軽減します。

3 概要

(1) 助成内容

- ア 通院費 医療保険の自己負担（3割）
- イ 一部負担200円 通院について、1回あたりの本人負担額
- ウ 入院費 医療保険の自己負担（3割）
- エ 食事療養費 入院時の食事療養標準負担額

(2) 対象者

- ア 高校生等
15歳に達する翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、高校に就学していない人を含みます。
- イ 対象者数 4,816人
*基準日を令和4年4月1日とし、生年月日が平成16年4月2日～平成19年4月1日までの人数

(3) 実施時期

令和5年4月1日

4 経費

(1) 事業費（高校生等医療費給付分）

約1億5,000万円

(2) 準備経費（令和4年度）

システム改修費 約2,000万円 都補助金（10/10）
医療証発行等印刷費 約317万円 都補助金（10/10）

5 今後のスケジュール（予定）

- 令和4年 9月 令和4年第3回港区議会定例会（「子ども医療費助成条例」の改正案、システム改修経費等の補正予算案の提出）
- 12月 対象者に案内・申請書を送付
- 令和5年 1月 申請書受付
- 3月 医療証発行、医療証送付
- 4月 制度開始